

年末までの利活用検討会の進め方について

令和2年10月21日

データヘルス改革に関する閣議決定（2020年度）（抜粋）

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

（1）次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

② マイナンバー制度の抜本的改善

関係府省庁は、PHR（※）の拡充を図るため、2021年に必要な法制上の対応を行い、2022年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する。

（※）Personal Health Record。生まれてから学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報をマイナポータル等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み。

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

（1）「新たな日常」に向けた社会保障の構築

① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

（医療・介護分野におけるデータ利活用等の推進）

感染症、災害、救急等の対応に万全を期すためにも、医療・介護分野におけるデータ利活用やオンライン化を加速し、PHRの拡充も含めたデータヘルス改革を推進する。

被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認の導入のための「保健医療データプラットフォーム」を2020年度に本格運用を開始するとともに、患者の保健医療情報を患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2020年度中に、レセプトに基づく薬剤情報については2021年中に稼働させ、さらに手術等の情報についても2022年中に稼働させる。それ以外のデータ項目については、情報連携の必要性や費用対効果等を検証しつつ、技術動向等を踏まえ、2020年中を目途にデータヘルス改革に関する工程を具体化する。医療分野の個人情報保護と利活用の推進策を検討する。保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組を推進する。本年3月の「審査支払機関改革における今後の取組」等に基づき、審査支払システムや業務を統合的かつ効率的に機能させる等の改革を着実に進める。科学的介護・栄養の取組を一層推進する。

電子処方箋について、既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始する。

データヘルス改革に関する閣議決定（2020年度）（抜粋）

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

vii) 次世代ヘルスケア

① 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

ア) 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進 (オンライン資格確認等)

- ・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の**本格運用を2021年3月から開始する**。そのため、医療情報化支援基金を活用し、2020年8月から医療機関及び薬局のシステム整備を着実に進め、**2023年3月末までに概ね全ての医療機関及び薬局にシステムの導入**を目指す。

(医療機関等における健康・医療情報の連携・活用)

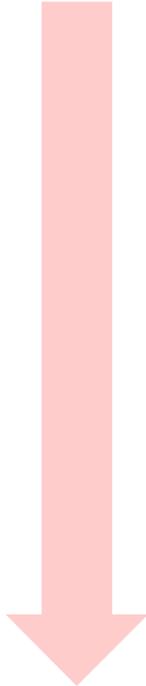
- ・レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を全国の医療機関等が確認できる仕組みについては、**2021年3月から特定健診等情報、10月から薬剤情報を確認できるようにする。さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、2022年夏を目途に確認できるようにする**。
- ・医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた電子カルテの標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、**2020年度中に具体的な方策について結論を得る**。
- ・処方箋の電子化について、2020年4月に改定を行ったガイドラインの内容を周知するとともに、**電子化に向けて必要な環境整備を2020年度中に開始し、2022年度から環境整備を踏まえた実施**を行う。

(PHRの推進)

- ・個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、PHR（Personal Health Record）を引き続き推進する。
- ・マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供については、2020年6月から乳幼児健診等情報を開始するとともに、**2021年3月から特定健診等情報を、2021年10月から薬剤情報をそれぞれ開始することを目指す**。その他の健診・検診情報については、2020年夏に策定する工程表に基づいた必要な法令の整備や地方公共団体等への支援など、実現に向けた環境整備を行い、**2022年を目途に電子化・標準化された形での提供の開始**を目指す。
- ・民間事業者等によるPHRのデータ利活用については、マイナポータル等とのAPI連携や民間事業者**に必要なルールの在り方等を2020年度目途に策定**し、同サービスの普及展開を図る。

年末までの利活用検討会の進め方について

- 本年6月22日に経済財政諮問会議において発表した「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」に沿った取組を着実に進めていく必要がある、7月30日の第7回データヘルス改革推進本部においても省を挙げて取り組むことを確認したところ。
- この集中改革プランを着実に実現していくため、当利活用検討会にて、更に検討を進めていく。具体的には、次年度に向けて必要な予算の確保に努めるとともに、令和3年に必要な法制上の対応を行うべく、年末まで以下のとおり、月1回程度で利活用検討会を進めていくこととする。



第4回 利活用検討会 (10月21日)

第5回 利活用検討会 (11月上旬)

第6回 利活用検討会 (12月上旬)

- 集中改革プランのアクションごとに論点を整理
 - 論点ごとの対応の方向性について議論
 - 可能なものから、一定の議論の整理
- ※ 同時に関係審議会等で議論

次年度に向けて必要な予算の確保に努めるとともに、
令和3年に必要な法制上の対応を行う